

住環境快適サポート補助金事業の概要（平成29年度）

項目	区分	主な対象工事等	補助率 補助金額	備考
1 新築・ 改築補助	1 県住宅 リフォーム (県補助)	住宅の ①部分補強 ②省エネ ③バリアフリー ④県産材使用 ⑤克雪化 の要件うち1要件以上または ①～⑤要件との一括工事	10% 20万円(上限)	三世帯世帯、移住世帯、 近居世帯、新婚世帯、 子育て世帯(※2)の場合、 補助率20%(上限30万円)
		空き家(※1)の 上記リフォーム	10% 30万円(上限)	三世帯同居世帯、移住世帯、 新婚世帯、子育て世帯(※2)の 場合、補助率20%(上限40万円)
		県産材3㎡以上使用した 住宅の増改築等工事		
	2 新築・購入 (町単補助)	住宅の新築・建替工事・購入	5% 50万円(上限)	
	3 その他の 改築・改修 (町単補助)	上記に該当しない住宅の改築・改修・修繕工事等	10% 20万円(上限)	
2 設生 備活 補排 助水	1 浄化槽	下水道区域外における浄化槽設置工事費	60万円(5人槽上限) 75万円(7人槽上限)	人槽区分による
	2 下水道 排水設備	下水道切り替えにおける排水設備工事費	25万円(上限) 50万円(上限)	事業区分による

※1 空き家：過去に居住したことがあり、また、賃貸住宅ではない建築物に、入居するために当該年度中に購入または賃貸借契約を行った物件

※2 三世帯世帯：H11.4.2以降に出生した子がいる三世帯同居世帯でかつバリアフリー又は増築や流し等の増設など基準を満たす工事

移住世帯：H28.4.1以降県外から転入してきた世帯、又は東日本大震災発生時に被災3県(岩手、宮城、福島)に居住しており、H28.3.31までに県内に避難してきた世帯

近居世帯：平成28年4月1日以降に親世帯と子世帯(平成11年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯に限る。以下同じ。)の居所が新たに近居区域(親世帯世帯と子世帯の居所の直線距離が2km以下である区域又は親世帯と子世帯の居所が同一小学校の通学区域である区域)内になった世帯をいう(既に親世帯と子世帯の居所が近居区域内にある場合を除く。)

新婚世帯：申請日において、婚姻1年以内の世帯(事実婚の場合、同居から1年以内)

子育て世帯：H11.4.2以降に出生した子が3人以上いる世帯

【注意事項】

- ・申請は工事着工前かつ、11月末日までに提出のこと
- ・項目1は、工事費30万円以上から対象
- ・項目1は、県内業者(県内に本社があること)の施工に限る
- ・各項目内での併用は不可
- ・補助金の算定において、千円未満の端数は切り捨てる
- ・項目1の対象工事詳細は、該当工事一覧参照

1 新築・改築補助に係る該当・非該当工事一覧

該当する工事	1-1 県住宅リフォーム	1-3 その他の改築・改修
	①部分補強（既存の住宅部分に限る） ②省エネ ③バリアフリー ④県産木材 ⑤克雪化 ※上記要件の基準点 30万円以上50万円未満の工事は5点以上 以上、50万円以上の工事は10点以上 ※工事内容の詳細、基準点は算出表参照	左記以外の住宅に係るその他の改築・改修 屋根葺き替え、塗装、 外壁の塗装、改修、 基礎改修、修繕 部屋の新設、間仕切り等改修、 クロス、天井、床張替等の内装工事、 建具等交換、改修、 床暖房設置、 畳替え（表替え）、 車庫や小屋の新築、増改築 借家の改築、改修
	1-2 新築 住宅の新築、建替え工事、購入	など

該当しない工事	住宅以外の建物に係る工事等 造園・剪定、清掃 門扉、塀、舗装工事等の外溝工事（消雪設備工事等の克雪化に該当する工事を除く） 屋外の給水管敷設 購入を主とした機械、設備、家電製品と取付けや設置（自ら設置が可能なもの） 通信等設備工事（インターネット回線工事等） 防犯灯・照明設備の設置（電気工事を伴う屋内の省エネ改修であれば該当） 公共事業等に伴う補償対象工事	など
---------	--	----

※該当・非該当について、その他不明の際はお問い合わせ下さい

注意	平成29年度補助は申請書の提出期限が11月末日となっております。 12月以降の工事を予定している方はご留意ください。
----	---

<担当>
 建設課
 住環境整備・建設総務担当
 TEL62-2111（内線277）